

2025年4月1日

IGNITURE 蓄電池サービスの名称および約款・特約の改定に関するお知らせ

東京ガス株式会社

平素より東京ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、多くのお客さまによりご利用いただきやすいサービスを目指し、「IGNITURE 蓄電池サービス」の名称および約款・特約を改定する運びとなりましたので、下記の通りご案内申し上げます。なお、本変更に伴うご契約中のお客さまの手続きはございません。

1. 対象のお客さま

- ・IGNITURE 蓄電池サービスにご加入中のお客さま
- ・2025年4月1日以降にIGNITURE 蓄電池サービスにお申込みされるお客さま

2. 約款・特約改定時期

2025年5月1日より適用いたします。

3. 約款・特約の改定内容について

① サービス名称の変更について

「IGNITURE 蓄電池サービス」は「蓄電池ネットワークサービス」に改称いたします。

② 約款・特約の改定内容について

約款第3条第7項を廃止いたします。これまでは運転モードや停電用の蓄電容量を当社が設定してまいりましたが、改定後はお客さまご自身で任意に設定いただけるようになります。なお、電力の需給ひっ迫に対応する際には、当社による設定変更を引き続き実施いたします。

その他改定内容の詳細につきましては、【別紙】をご覧くださいませようお願い申し上げます。

【別紙】約款変更点

蓄電池ネットワークサービス約款		
条項	変更前	変更後
名称	IGNITURE 蓄電池サービス	蓄電池ネットワークサービス
第1条(本約款について)	当社所定の加入条件を満たすお客さまについては、本約款に加えて、「新規購入特約」、「国の DR 補助金特約」、「卒 FIT 逆潮流特約」（以下各特約を総称してまたはそれぞれを指して、単に「特約」といいます。）が適用されます。ただし、「国の DR 補助金特約」については別途お申し込みが必要です。	<u>2025年4月1日以降に本サービスにお申込みいただき、当社所定の加入条件を満たすお客さまについては、本約款に加えて、「卒 FIT 逆潮流特約」（以下、「特約」といいます。）が適用されます。また、2025年4月30日までに「IGNITURE 蓄電池サービス」に加入済みで、2025年5月1日以降、本約款の適用を受けるお客さまについては、当社所定の加入条件を満たす場合、本約款に加えて、「国の DR 補助金特約」および「卒 FIT 逆潮流特約」（当該お客さまについては、これらを総称してまたはそれぞれを指して、「特約」といいます。）が適用されます</u>
第2条(本サービスの内容)	1 本サービスは、電力の安定供給とお客さまの停電対策及び自家消費等の最適化を目的として、本約款および特約に基づき、当社がお客さま設備を運転するサービスです	1 本サービスは、電力の安定供給を目的として、本約款および特約に基づき、当社がお客さま設備を運転するサービスです
第3条(申込条件)	1 ⑦対象設備の運転モード及び充電率等は当社が定めるモード、値に設定し、それを維持することに同意すること	削除
		1 ⑩2025年4月1日から2025年4月末日までにお申し込みの場合には、当社が別途提供する「蓄電池制御サービス」又は「IGNITURE 蓄電池サービス」に加入済みでないこと
第4条(お客さまの実施事項)	①対象設備を設置する住居において、当社が別に定める電気需給契約を締結していること	削除
		⑤お客さま宅で設定されている HEMS 制御等は原則オフにすること
第7条(解約)		2 お客さまから前項の利用終了、解約のお申し出がなされた場合であっても、当社が当該お申し出を受理して解約手続きが完了するまでの間(お申し出日から最大で1か月半

		程度)は、対象設備に対する遠隔制御が行われます。なお、転居等のやむを得ない事由による解約をご希望される場合は、所定の手続きが必要となりますので、当社にお申し出ください。
第 11 条 (免責事項)	3 当社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします(二次的損害、発電できないことによる金銭的損害等に対しては賠償責任を負いません。)	3 当社がお客さまや <u>第三者</u> の受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします(二次的損害、発電できないことによる金銭的損害等に対しては賠償責任を負いません。)
		7 本サービスにおける電気の需給調整の結果について、当社は一切の責任を負いません。 8 当社は本サービスにより国や自治体の補助金の交付条件となる他社の制御が実施されないことについて一切の責任を負いません
新規購入特約		
条項	変更前	変更後
		廃止
国の DR 補助金特約		
条項	変更前	変更後
第 1 条 (適用等)	① 新規購入特約に加入すること	削除
第 4 条 (蓄電池ネットワークサービス約款の適用)	新規購入特約に定めのない事項については、本約款が適用又は準用されるものとします。	<u>国の DR 補助金特約</u> に定めのない事項については、本約款が適用又は準用されるものとします。
卒 FIT 逆潮流特約		
条項	変更前	変更後
第 1 条 (適用等)	この特約(以下「卒 FIT 逆潮流特約」といいます。)は以下の各号の条件のいずれもを満たした方が、本契約を締結する場合に何ら	この特約(以下「卒 FIT 逆潮流特約」といいます。)は以下の各号の条件のいずれも満たした方が、(i) 2025 年 4 月 30 日までに

	<p>の手続きを要することなく自動で適用されます。</p>	<p>「IGNITURE 蓄電池サービス」に加入済みで、2025年5月1日以降、本約款の適用を受けるお客さまは何らの手続きを要することなく自動で、(ii)2025年5月1日以降に本サービスにお申込みされたお客さまは卒FIT逆潮流特約の適用を希望したときに、適用されます</p>
	<p>① 新規購入特約が適用されること</p>	<p>削除</p>
<p>第2条 (有効期間)</p>	<p>1 卒FIT逆潮流特約の有効期間は、本契約の締結日から、対象設備の引渡し日を起点として15年後の応答日の前日までとします。なお、15年以降はお客さまからのお申し出がない場合、卒FIT逆潮流特約は継続するものとします。</p> <p>2 卒FIT逆潮流特約を解約された場合は、本契約も同時に解約となります。</p>	<p>削除</p>
<p>第3条 (本特約の内容)</p>		<p>3 対象設備からの逆潮流によりお客さまが発電側課金制度の対象となりうると当社が認めた場合などは、逆潮流制御を行わない場合があります。</p>
<p>第4条 (お客さまの実施事項)</p>		<p>1 お客さまは、送配電事業者が定める系統連系技術基準に適合した接続を行い、かつ託送供給等約款における発電者にかかる事項を遵守するものとします。また、お客さまは、送配電事業者が定める系統連系基準および託送供給等約款に変更がある場合は、変更後の扱いを遵守するものとします。</p> <p>2 お客さまは、当社が必要と判断した場合、送配電事業者に提出する系統連系手続きおよび発電量調整供給に関する書類作成に協力し、当社が送配電事業者に対し系統連系手続きおよび発電量調整供給に関する申請を行うことに同意するものとします。</p>